

平成 28 年度

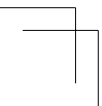
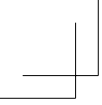
西東京市事務事業評価報告書

平成 29 年 3 月

西 東 京 市

目次

I 行政評価の概要	
1 行政評価とは.....	2
2 行政評価の目的.....	2
3 行政評価の階層.....	3
4 事業見直しの視点.....	4
5 行政評価スケジュール.....	4
6 事務事業評価の事業選定の考え方.....	5
7 行政評価制度（事務事業評価）の流れ.....	6
II 平成28年度行政評価（事務事業評価）	
1 行政評価（事務事業評価）の取組状況.....	8
2 行政評価（事務事業評価）の結果一覧.....	8
3 外部評価.....	11
（1）実施概要.....	11
（2）外部評価対象事業の選定.....	11
（3）外部評価の実施.....	11
（4）外部評価の評価結果.....	12
4 事務事業評価シートの見方.....	16
（1）事務事業評価シート.....	16
（2）検証項目判断基準.....	20
5 事務事業評価シート.....	22



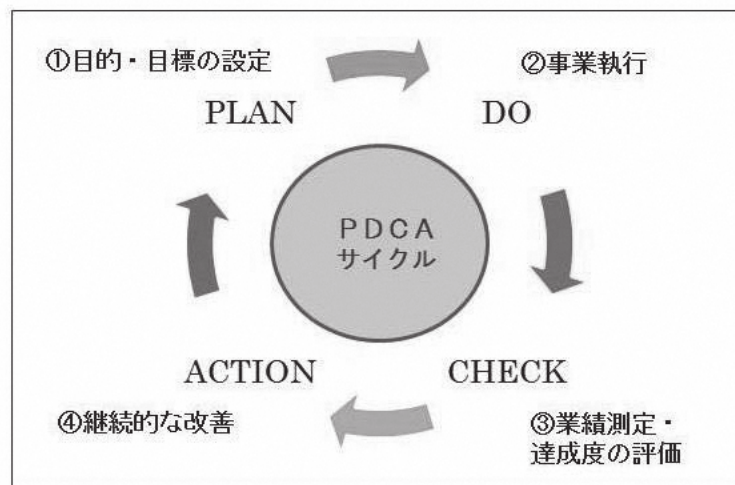
I 行政評価の概要

1 行政評価とは

- 行政評価とは、「政策・施策・事務事業からなる政策体系を対象に、その成果や実績などを、事前、中間または事後において、有効性、効率性などの観点から評価するもの」と一般的に定義されています。
- 行政評価を通じて出された結果を予算や計画等へ反映することで、より良い行政運営が可能になります。
- 行政評価は、政策、施策、事務事業について、それぞれ事業実施前（事前評価）、事業実施後（事後評価）に行うことができます。
- 本市では、市の事業を不断に見直し、限られた行政資源（人員・財源等）を効率的・効果的に配分し、戦略的で費用対効果の高い事業運営を行っていくツールの1つとして、平成17年度から行政評価制度を本格導入しました。
- 平成21年度には、制度の再構築を行い、より広い視野から行政運営の見直しを行うため、主に総合計画に掲げた施策・事業を対象として、事務事業評価と施策評価を交互に実施しました。平成23年度からは、事務事業評価で外部評価を試行的に実施するなど、内容の拡充に努めてきました。
- 平成26年度においても、制度の再構築を行い、事務事業評価への外部評価の本格導入、評価結果への対応状況のフォローアップを強化するなどの見直しを行いました。

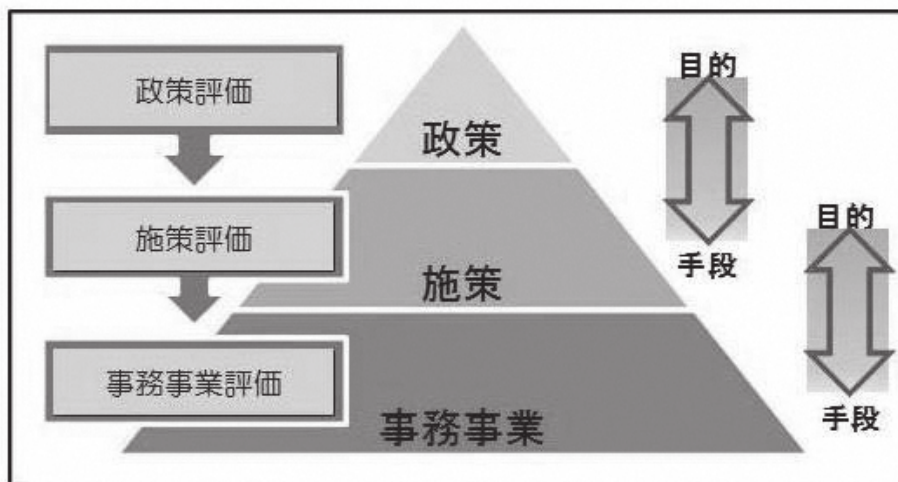
2 行政評価の目的

- 行政評価を実施する目的は、予算・計画を重視し、実施後の検証が不十分であった行政のサイクルに、結果評価のステップを導入することで、計画そのものの有効性を検証し、効果的かつ効率的な事業実施の促進を図ることです。限られた行政資源（人員・財源等）を効率的・効果的に配分し、重要課題に対応していくためには、PDCAサイクルに基づく継続的な見直し・改善が不可欠です。
- 本市においても、労働力人口の減少や高齢化の進展などを踏まえ、戦略的な行政経営や費用対効果の高い事業運営を行うために、行政評価制度を通じた事務事業の見直しによるPDCAサイクルを確立し、評価結果を予算や事業計画等へ反映することで、質の高い行政運営を目指します。



3 行政評価の階層

- 行政評価は、評価の階層として、政策評価、施策評価、事務事業評価に分類されます。これらの階層は、政策→施策、施策→事務事業それぞれに目的⇔手段という関係にあり、上位の目的を実現するための手段として位置づけられます。



- 階層それぞれの評価は、以下のとおりです。

① 政策評価

政策評価は、まちづくり全体の将来目標などを示したビジョン・方針について評価するものです。このような評価は基本的には選挙などを通じて行っていくことが望まれます。

② 施策評価

施策評価は、事務事業の集まりである施策について、その達成状況を把握し、政策を実現するための手段としての有効性等を評価するものです。施策をある方向性で実施したことで、市民生活にどのような影響があったのか（＝成果）を判定しながら、一方で事務事業という手段の最適化を図る仕組みです。

なお、施策の成果が上がれば、どのような内容・取組・方法でも良いというわけではなく、事務事業評価と連携し、事務事業それぞれの効率化も必要となります。本市においては平成 22 年度から導入し、総合計画の 2 か年目と 4 か年目に実施しています。

③ 事務事業評価

事務事業評価は、個々の事務事業の有効性、効率性、経済性に関する判定をします。この階層の評価は、精緻な分析を行うことで事業プロセス改善に役立ちます。

しかし、評価の性格上、個別の精緻な分析をするために、横断的な視野・目的に関する事務事業の位置づけの把握、優先度の把握が難しい等のデメリットもあります。本市においては、平成 17 年度から、この事務事業評価を本格導入しました。

4 事業見直しの視点

- 行政評価により目指すべき目標及び評価の視点は下記のとおりです。
- 事務事業評価では、主にア、イ、エの視点に基づいて実施します。
- 施策評価では、主にウ、オの視点に基づき実施します。

目標①:市民の視点に立った事務事業の見直し・事務改善

【視点】ア 時代の変化・市民要望等を踏まえ、構築すべき施策・事業や、事業の受益者負担の導入等を検討します。

目標②:総合計画事業等の的確な進行管理

【視点】イ 将来にわたる市を取り巻く行財政環境や市民要望等を総合的に勘案し、効率的・効果的な事業運営を行います。

ウ 施策目標の実現に向けた事業の優先度・貢献度を判定し、第2次総合計画に掲げられた市の主要事務事業を戦略的に展開していきます。

目標③:限られた行政資源の適正配分・有効活用

【視点】エ 庁内類似事業の整理・統合や、都内 26 市の平均との比較に留意して、西東京市の事業サービス水準を調整します。

オ これまでの成果や課題を把握し、市が目指すべき施策の方向性を明らかにします。

5 行政評価スケジュール

平成 26 年度の制度再構築を踏まえ、事務事業評価と施策評価を交互に実施するとともに、評価した事業に対するフォローアップについては、毎年度実施します。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
事務事業評価	○		○		○
施策評価		○		○	
評価した事業に対する フォローアップ	○	○	○	○	○

6 事務事業評価の事業選定の考え方

平成 26 年度から平成 30 年度までの事務事業評価の事業選定の対象項目は、以下のとおりです。

① 補助金・負担金

平成 25 年度事務事業評価外部評価において、行財政改革推進委員会より補助金・負担金事業全般にわたる見直しの必要性について指摘されたことから、これを 3 回に分けて評価を実施します。

② 施策評価のフォローアップ

施策評価の次年度には、施策評価によってコストを抑制すべき施策領域、または内容を見直すべき施策領域とされた施策に連なる事業について、評価を実施します。

③ 評価した事業に対する再評価

評価した事業に対しフォローアップを行ったものの、評価年度から 4 年度を経過しても十分な見直しを行うことができなかった事業については、評価年度から 5 年度目に、見直しができなかった要因も踏まえて再評価を実施します。

④ 経常事業

経常事業については、必要に応じて評価を実施しますが、課題が顕在化しており、事業の見直しの方向性が明らかである事業等については、第 4 次行財政改革大綱アクションプランにおいて進捗管理を行います。

事務事業評価の年度別の対象項目は、下表のとおりです。

年度	対象項目	対象要件
平成 26 年度	補助金・負担金	団体向け補助金・負担金
	評価した事業に対する再評価	平成 18～21 年度事務事業評価事業の再評価
	経常事業	
平成 28 年度	補助金・負担金	個人向け補助金・負担金
	施策評価のフォローアップ	平成 27 年度施策評価に基づき、計画事業を評価
	評価した事業に対する再評価	平成 23 年度事務事業評価事業の再評価
	経常事業	
平成 30 年度	補助金・負担金	平成 26・28 年度評価以外の補助金・負担金
	施策評価のフォローアップ	平成 29 年度施策評価に基づき、計画事業を評価
	評価した事業に対する再評価	平成 25 年度事務事業評価事業の再評価
	経常事業	

7 行政評価制度（事務事業評価）の流れ

ステップ1 一次評価

～現場の意見を反映～

事業担当課によって事業の達成状況、現場の課題、他の類似事業との比較を客観的・統一的手法により評価します。



ステップ2 二次評価

～客観的な評価により各事業の課題を把握～

現場に近い管理職（事務事業等適正化委員会）によって、客観的な視点から評価し、各事業における西東京市の水準、課題を明確にします。



ステップ3-1 市民要望等の聴取

～市民要望・学識意見を反映～

中間の評価結果を公表するとともに、市民説明会や市民意見提出手続制度（パブリックコメント）で市民要望を把握します。



ステップ3-2 外部評価

～行財政改革推進委員会による評価～

市民や有識者など行政外部の視点による評価を取り入れます。



ステップ4 部長調整会議

～全庁的視点による事業の選択と集中～

より高度の視点から、西東京市における課題や市民需要等を把握し、選択と集中によって事業見直しのポイントを提示します。



ステップ5 行財政改革推進本部評価

～経営トップによる判断～

行財政改革推進本部（市長等経営層から構成）において、市の戦略を明らかにします。



ステップ6 改善の方向性・スケジュール

～今後の対応～

行財政改革推進本部評価を受けて、事業担当課が今後の改善の方向性やスケジュール等を示し、事業改善に向けて取り組みます。

評価した事業に対するフォローアップ

事業を評価した翌年度に、当該事業に対するフォローアップを実施することにより、事務事業評価の評価結果への対応状況について、進捗管理を行います。

Ⅱ 平成 28 年度行政評価（事務事業評価）

1 行政評価（事務事業評価）の取組状況

- 平成 28 年度は 52 の事業（事後 51・事前 1）を評価しました。
- 二次評価までの評価結果は、8月10日（水）及び8月11日（木・祝）に市民説明会を開催し、併せてパブリックコメントを実施（8月5日～9月6日）しました。
- 行財政改革推進本部評価では、寄せられたパブリックコメントの意見や外部評価結果等も踏まえ、最終的な評価を行いました。

2 行政評価（事務事業評価）の結果一覧

【事後評価結果】

	拡充	継続実施	改善・見直し	抜本の見直し	休止	廃止
一次評価	3	37	11	0	0	0
二次評価	0	19	24	7	0	1
行革本部評価	0	22	22	6	0	1

拡 充： 事業拡充・強化の方向で、現状どおり事業を実施していくもの。
継 続 実 施： 現状水準・同様の規模で、現状どおり事業を実施していくもの。
改 善 ・ 見 直 し： 現状の仕組みを前提としつつ、実施方法の見直し等により、改善を図るべきもの。事業縮小、事業拡充の両方向への見直し。
抜 本 的 見 直 し： 事業の実施形態の変更や一部廃止など、事業の仕組みを含めた抜本的な見直しが必要なもの。事業縮小、事業拡充の両方向への見直し。
休 止： 事業を休止するもの。実施方法を改善し、再構築する場合も含む。
廃 止： 事業を廃止するもの。全く異なる形態で事業を再構築する場合も含む。

【事前評価結果】

	事業化	実施を延期	抜本の見直し	計画を中止
一次評価	1	0	0	0
二次評価	1	0	0	0
行革本部評価	1	0	0	0

事 業 化： 計画どおり、事業化するもの。
実 施 を 延 期： 事業化に向けては課題があり、実施時期を延期するもの。当面、事業化に向けた調整を進めていく。
抜 本 的 見 直 し： 事業の内容や実施形態の変更など、事業化に向けては仕組みを含めた抜本的な見直しが必要なもの。事業縮小、事業拡充の両方向への見直し。
計 画 を 中 止： 事前評価の結果、事業化しないもの。全く異なる形態で計画を再構築する場合も含む。

《事業別一覧》

個別の事務事業評価の内容は、「事務事業評価シート」をご覧ください。

部署名		事業コード	事務事業名	行革本部評価	事前● 事後○	掲載頁
企画部	秘書広報課	1-3-1	市民相談事業	改善・見直し	○	22 頁
総務部	職員課	2-3-1	通信教育研修経費助成事業	抜本的見直し	○	24 頁
危機管理室		3-1-1	震災用井戸保存助成事業	改善・見直し	○	26 頁
		3-1-2	災害時要援護者対策事業	改善・見直し	○	28 頁
市民部	市民課	4-1-1	総合窓口業務の利便性の向上事業	改善・見直し	○	30 頁
健康福祉部	生活福祉課	5-1-1	生活困窮者自立支援制度事業	継続実施	○	32 頁
	生活福祉課	5-1-2	ひきこもり・ニート対策事業	継続実施	○	34 頁
	生活福祉課	5-1-3	ふれあいのまちづくり事業	改善・見直し	○	36 頁
	高齢者支援課	5-2-1	ささえあいネットワーク事業	改善・見直し	○	38 頁
	高齢者支援課	5-2-2	介護保険利用者負担軽減事業	継続実施	○	40 頁
	高齢者支援課	5-2-3	高齢者入浴券支給事業	改善・見直し	○	42 頁
	高齢者支援課	5-2-4	認知症及びねたきり高齢者等紙おむつ給付事業	改善・見直し	○	44 頁
	高齢者支援課	5-2-5	手技治療割引券支給事業	継続実施	○	46 頁
	高齢者支援課	5-2-6	老人保護施設措置事業	改善・見直し	○	48 頁
	障害福祉課	5-3-1	心身障害者福祉手当事業	継続実施	○	50 頁
	障害福祉課	5-3-2	地域活動支援センター（身体）サービス助成事業	改善・見直し	○	52 頁
	障害福祉課	5-3-3	生活サポート助成事業	改善・見直し	○	54 頁
	障害福祉課	5-3-4	重度身体障害者緊急通報システム事業	継続実施	○	56 頁
	障害福祉課	5-3-5	自動車燃料費助成事業	改善・見直し	○	58 頁
	障害福祉課	5-3-6	タクシー料金助成事業	改善・見直し	○	60 頁
	健康課	5-4-1	妊婦健康診査等助成事業	継続実施	○	62 頁
子育て支援部	子育て支援課	6-1-1	私立幼稚園保護者助成事業	抜本的見直し	○	64 頁
	子育て支援課	6-1-2	類似施設保護者補助事業	抜本的見直し	○	66 頁
	子育て支援課	6-1-3	無認可幼児施設保護者補助事業	抜本的見直し	○	68 頁
	子育て支援課	6-1-4	類似施設就園奨励費補助事業	継続実施	○	70 頁

部署名	事業コード	事務事業名	行革本部評価	事前● 事後○	掲載頁	
子育て支援部	子育て支援課	6-1-5	乳幼児医療助成事業	継続実施	○	72 頁
	子育て支援課	6-1-6	義務教育就学児医療助成事業	継続実施	○	74 頁
	子育て支援課	6-1-7	母子保護事業	継続実施	○	76 頁
	保育課	6-2-1	子育て相談・地域交流事業	継続実施	○	78 頁
	子ども家庭支援センター	6-4-1	子ども家庭支援センター運営事業	抜本的見直し	○	80 頁
	子ども家庭支援センター	6-4-2	虐待防止のための啓発事業	継続実施	○	82 頁
生活文化スポーツ部	文化振興課	7-1-1	多文化共生センター運営事業	改善・見直し	○	84 頁
	スポーツ振興課	7-2-1	スポーツ振興補助事業	継続実施	○	86 頁
	産業振興課	7-3-1	めぐみちゃんメニュー認定事業	継続実施	○	88 頁
	協働コミュニティ課	7-4-1	平和に関する学習・啓発活動事業	継続実施	○	90 頁
	協働コミュニティ課	7-4-2	女性相談・婦人相談事業	継続実施	○	92 頁
	協働コミュニティ課	7-4-3	地域コミュニティ推進事業	改善・見直し	○	94 頁
みどり環境部	環境保全課	8-2-1	環境保全の推進	改善・見直し	○	96 頁
	環境保全課	8-2-2	エコプラザ西東京運営事業	改善・見直し	○	98 頁
	環境保全課	8-2-3	公害対策事業	継続実施	○	100 頁
	環境保全課	8-2-4	飼い主のいない猫避妊・去勢手術代助成事業	改善・見直し	○	102 頁
	環境保全課	8-2-5	スズメバチ等の巣撤去費用助成事業	改善・見直し	○	104 頁
	ごみ減量推進課	8-3-1	循環型社会の推進事業	改善・見直し	○	106 頁
	ごみ減量推進課	8-3-2	ごみ収集最適化システム導入に向けた調査・検討	事業化	●	108 頁
	ごみ減量推進課	8-3-3	環境美化に向けた取組の推進	継続実施	○	110 頁
	ごみ減量推進課	8-3-4	生ごみ電動処理機等購入助成事業	廃止	○	112 頁
都市整備部	下水道課	9-5-1	雨水浸透施設助成事業	継続実施	○	114 頁
教育部	教育企画課	10-1-1	修学旅行費補助事業	抜本的見直し	○	116 頁
	教育企画課	10-1-2	就学援助事業	改善・見直し	○	118 頁
	教育企画課	10-1-3	特別支援就学奨励事業	改善・見直し	○	120 頁
	教育指導課	10-3-1	外国人英語指導事業（ALT事業）	継続実施	○	122 頁
	図書館	10-7-1	図書館管理システム事業	継続実施	○	124 頁

3 外部評価

(1) 実施概要

実施目的	第三者の視点を取り入れた評価と、職員の説明能力向上。
評価者	行財政改革推進委員会（学識経験者5名、公募市民3名）
説明員	評価対象事業の所管課長（補助員として担当職員を帯同することは可） ただし、二次評価の内容等については事務局（企画政策課）が補足説明を行う。
評価対象事業数	4事業（下表のとおり）
実施日時等	①事業内容の説明 平成28年8月9日（火） ②外部評価の実施 平成28年8月26日（金）
評価結果の取扱	行財政改革推進本部による最終評価における、重要な判断材料とする。

(2) 外部評価対象事業の選定

《選定基準》

外部評価の対象とする事業選定においては、次の基準を設けており、いずれかに該当する事業のうちから、5事業程度を選定

《選定事由》

- ① 二次評価が「廃止」、「休止」、「抜本的見直し」のいずれかになった事業
- ② 一次評価と二次評価において課題の顕在化した事業（前回評価の積み残しがある事業）
- ③ 市単独事業で総コストが1千万円以上である事業（内部事務・施設維持管理関連は除く）
- ④ 補助金・負担金事業で二次評価において改善の余地が示された事業

※なお、上記の基準を踏まえた上で、目的や性質、内容が類似する複数の事業をまとめて評価することで事業の改善が図られるものについては、可能な範囲で、一括評価を実施

事業コード	事業名	所管課	一次評価	二次評価	掲載頁
6-1-1	私立幼稚園保護者助成事業	子育て支援課	改善・見直し	抜本的見直し	64頁
6-1-2	類似施設保護者補助事業	子育て支援課	改善・見直し	抜本的見直し	66頁
6-1-3	無認可幼児施設保護者補助事業	子育て支援課	継続実施	抜本的見直し	68頁
8-3-4	生ごみ電動処理機等購入助成事業	ごみ減量推進課	改善・見直し	廃止	112頁

(3) 外部評価の実施

《評価の基本的な考え方》

■ 評価結果のまとめ方は、行財政改革推進本部評価（最終評価）と同様に、「拡充」、「継続実施」、「改善・見直し」、「抜本的見直し」、「休止」、「廃止」の6つの方向性のいずれかを選択した上で、その理由を記述

■ 会場については、通常に行財政改革推進委員会と同様の公開方法とし、特に傍聴者の増加を図ることを目的とした周知や会場設定等を行わない

《評価の流れ》

- ① 事業所管課からの説明（事業概要と一次評価の説明） (7分)
- ② 二次評価に関する補足説明（事務局） (3分)
- ③ 質疑応答（課題認識、市民要望、見直しや改善に向けた検討状況等） (15分)
- ④ 評価者間での意見交換（事業の課題や見直すべきポイント等）と評価結果のとりまとめ (15分)

(4) 外部評価の評価結果

事業名	私立幼稚園保護者助成事業	所管課	子育て支援部 子育て支援課
評価結果	抜本の見直し		
評価コメント	<p>本事業は、子育て世帯の経済的負担の軽減と幼児教育の振興を図ることを目的として、都の補助制度である保護者負担軽減事業費補助金に市が一定の上乗せ分を加算して補助を行っている。</p> <p>一方で、都の補助制度においては、保護者の所得階層に応じて補助金が支給されており、市が子育て世帯を広く応援するという意義は理解できるが、財政負担を考えれば、支給水準や支給対象の見直しを行うべきである。特に、都では対象としていない一定所得以上の保護者に対する補助については、再検討が必要である。</p> <p>検討に当たっては、同様の制度である幼稚園類似の施設及び無認可幼児施設における保護者への補助事業と一体的な調整を図るとともに、単なる補助金の見直しではなく、預かり保育や障害児の受け入れの充実といったニーズの高い子育て支援事業などへ財源を再配分するなど、総合的な観点で、子育て支援を進めるべきである。そのため、本事業は抜本的な見直しを行うことが妥当である。</p>		
外部評価者の主な意見			
<ul style="list-style-type: none"> ○ これまで市が、都と異なり、一律補助を行ってきたことは良いことだと思うが、課題として預かり保育や障害児の受け入れの充実などの新たな子育て施策の必要性も高まっており、総合的に子育て支援策を目指す意味で、「抜本の見直し」とするのであれば、取組としては評価できる。 ○ 国や都は、子どもが利用している施設によって保護者への補助に差を設けるべきではない。市は、国や都へ制度改革を求めることがあってもよいと思うが、市独自の補助制度は、当面維持でよいのではないかと。 ○ 補助の制度自体は意義があると思うが、一定額以上の所得を有する区分については、見直し必要がある。女性の就労を支援する意味からも、幼稚園での預かり保育や障害児の受け入れ等の充実のために財源を振り分ける方向で検討されたい。 ○ 「抜本の見直し」、「改善・見直し」共に拡充の方向性もあるとのことだが、現状の仕組みを前提としての見直しでよいのではないかと。制度を大きく変えるほどの必要性はない。 ○ 今回評価している3事業については、国や都の補助も踏まえ、全体で見ると、それぞれに違いもある。大事なことは、子育て支援に対する市の考え方である。その上で、優先的に見直すのは、予算規模の大きな事業なのではないかと考える。 ○ 私立幼稚園保護者に対する補助については全体的に手厚い印象を受ける。一定の所得額を超え、都では補助対象外としている区分に対する一律補助は、見直しの必要がある。 ○ 市は、3事業を同じスタンスで実施してきているので、単独で評価するのではなく、同じ所得階層に対する補助については同様に評価すべきである。預かり保育や障害児の受け入れ等を拡充するなど、市の子育て支援施策全体の財源配分を見直す視点で考える必要がある。 			

事業名	類似施設保護者補助事業	所管課	子育て支援部 子育て支援課
評価結果	抜本の見直し		
評価コメント	<p>本事業は、子育て世帯の経済的負担の軽減と幼児教育の振興を図ることを目的として、都の補助制度である保護者負担軽減事業費補助金に市が一定の上乗せ分を加算して補助を行っている。</p> <p>一方で、都の補助制度においては、保護者の所得階層に応じて補助金が支給されており、市が子育て世帯を広く応援するという意義は理解できるが、財政負担を考えれば、支給水準や支給対象の見直しを行うべきである。特に、都では対象としていない一定所得以上の保護者に対する補助については、再検討が必要である。</p> <p>検討に当たっては、同様の制度である私立幼稚園及び無認可幼児施設における保護者への補助事業と一体的な調整を図るとともに、単なる補助金の見直しではなく、預かり保育や障害児の受け入れの充実といったニーズの高い子育て支援事業などへ財源を再配分するなど、総合的な観点で、子育て支援を進めるべきである。そのため、本事業は抜本的な見直しを行うことが妥当である。</p>		
外部評価者の主な意見			
<ul style="list-style-type: none"> ○ これまで市が、都と異なり、一律補助を行ってきたことは良いことだと思うが、課題として預かり保育や障害児の受け入れの充実などの新たな子育て施策の必要性も高まっており、総合的に子育て支援策を目指す意味で、「抜本の見直し」とするのであれば、取組としては評価できる。 ○ 国や都は、子どもが利用している施設によって保護者への補助に差を設けるべきではない。市は、国や都へ制度改革を求めることがあってもよいと思うが、市独自の補助制度は、当面維持でよいのではないか。 ○ 補助の制度自体は意義があると思うが、一定額以上の所得を有する区分については、見直す必要がある。女性の就労を支援する意味からも、幼稚園での預かり保育や障害児の受け入れ等の充実のために財源を振り分ける方向で検討されたい。 ○ 「抜本の見直し」、「改善・見直し」共に拡充の方向性もあるとのことだが、現状の仕組みを前提としての見直しでよいのではないか。制度を大きく変えるほどの必要性はない。 ○ 今回評価している3事業については、国や都の補助も踏まえ、全体で見ると、それぞれに違いもある。大事なことは、子育て支援に対する市の考え方である。その上で、優先的に見直すのは、予算規模の大きな事業なのではないかと考える。 ○ 私立幼稚園保護者に対する補助については全体的に手厚い印象を受ける。一定の所得額を超え、都では補助対象外としている区分に対する一律補助は、見直しの必要がある。 ○ 市は、3事業を同じスタンスで実施してきているので、単独で評価するのではなく、同じ所得階層に対する補助については同様に評価すべきである。預かり保育や障害児の受け入れ等を拡充するなど、市の子育て支援施策全体の財源配分を見直す視点で考える必要がある。 			

事業名	無認可幼児施設保護者補助事業	所管課	子育て支援部 子育て支援課
評価結果	抜本の見直し		
評価コメント	<p>本事業は、子育て世帯の経済的負担の軽減と幼児教育の振興を図ることを目的として、無認可幼児施設に在園する幼児の保護者に対して補助金を支給するものであり、都の補助制度である保護者負担軽減事業費補助金の対象外であることから、市単独の事業として補助する意義は認められる。</p> <p>予算規模から見ると、継続実施や拡充なども考えられるが、新たな子育て施策の必要性も高まっていることから、同様の補助制度を見直す場合には、同じ所得階層に対する補助についても対象とすべきである。特に、一定所得以上の保護者に対する補助については、再検討が必要である。</p> <p>検討に当たっては、私立幼稚園及び幼稚園類似の施設における保護者への補助事業と一体的な調整を図るとともに、単なる補助金の見直しではなく、預かり保育や障害児の受け入れの充実といったニーズの高い子育て支援事業などへ財源を再配分するなど、総合的な観点で、子育て支援を進めるべきである。そのため、本事業は抜本的な見直しを行うことが妥当である。</p>		
外部評価者の主な意見			
<ul style="list-style-type: none"> ○ これまで市が、都と異なり、一律補助を行ってきたことは良いことだと思うが、課題として預かり保育や障害児の受け入れの充実などの新たな子育て施策の必要性も高まっており、総合的に子育て支援策を目指す意味で、「抜本の見直し」とするのであれば、取組としては評価できる。 ○ 都からの補助がなく、市単独で実施している事業であり、予算規模も小さいので、継続実施や拡充なども考えられるのではないか。 ○ 国や都は、子どもが利用している施設によって保護者への補助に差を設けるべきではない。市は、国や都へ制度改革を求めることがあってもよいと思うが、市独自の補助制度は、当面維持でよいのではないか。 ○ 補助の制度自体は意義があると思うが、一定額以上の所得を有する区分については、見直し必要がある。女性の就労を支援する意味からも、幼稚園での預かり保育や障害児の受け入れ等の充実のために財源を振り分ける方向で検討されたい。 ○ 「抜本の見直し」、「改善・見直し」共に拡充の方向性もあるとのことだが、現状の仕組みを前提としての見直しでよいのではないか。制度を大きく変えるほどの必要性はない。 ○ 他市においても取組が広がりつつあるので、拡充の方向性も考えられるが、子育て世帯への支援について、大事なことは、子育て支援に対する市の考え方である。 ○ 市は、3事業を同じスタンスで実施してきているので、単独で評価するのではなく、同じ所得階層に対する補助については同様に評価すべきである。預かり保育や障害児の受け入れ等を拡充するなど、市の子育て支援施策全体の財源配分を見直す視点で考える必要がある。 			

事業名	生ごみ電動処理機等購入助成事業	所管課	みどり環境部 ごみ減量推進課
評価結果	廃止		
評価コメント	<p>生ごみ電動処理機等購入助成事業については、これまでの取組により、家庭等から排出される生ごみ等の減量化や市民の環境に対する意識の向上に寄与してきたと考えられるが、機器を利用する上で、電気代や設置場所、騒音や匂い、処理物の最終的な処分などの課題もあり、利用できる方は限定されてしまう状況があると考ええる。近年の助成件数は減少傾向であり、制度開始時に比べ、生ごみ電動処理機等の購入に対する市民の意識も変化してきていることが伺える。</p> <p>資源循環におけるリデュース・リユース・リサイクルの考え方を含めた上位の目的達成のための視点で、手段を組み合わせることが必要であり、既に本事業の役割は終えていると考える。</p> <p>ごみの減量化と資源循環の視点で施策を推進するためには、本事業に財源を投下するよりも、新たに実施されている生ごみの無料回収事業における回収世帯数の拡充などを視野に事業を再構築すべきであり、本事業は廃止することが妥当である。</p>		
外部評価者の主な意見			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 評価に当たっては、ごみの減量効果だけではなく、その事業における目的と手段、上位目的と下位目的の整合性を踏まえて評価する必要がある。 ○ より効率的にごみを減らし、資源化するという意味では、現状の制度をこのまま継続するよりは、新たな仕組みを構築すべきではないか。発展的に制度を転換させるという意味から本事業の使命は終了していると考ええる。 ○ 別途実施している生ごみの無料回収事業の展開によって、本事業の意味合いも異なる。生ごみ無料回収が拡大されるのであれば、必然的にごみが減量され、生ごみ処理機を買う人は減る。事業開始時に設定した目的や目標値などについて、内部検証を行うべきと考ええる。 ○ 生ごみ電動処理機では一定量の生ごみを5分の1にするのに20円程度の電気代がかかる。環境や減量といったことを考えなければ、有料ごみ袋を使った方が安く、手間も少ない。そうしたことに加え、設置場所、音や臭いといった課題などから購入助成件数の減少に繋がっているのではないか。 ○ 生ごみ無料回収事業は、人件費などの経費はかかるが、利用者は有料ごみ袋を買うことも少なくなり、ごみがきれいに捨てられるようになっている。生ごみ無料回収事業は、そうした点からも進めるべきである。また、本事業の機器への補助は、設置場所、音や臭いといった点が課題であるので、普及は難しいと考える。 ○ 生ごみ処理機の購入助成と生ごみ無料回収事業のどちらがごみの減量化に資するのか。また、どちらが低コストで出来るかを考える必要がある。少なくとも、生ごみ電動処理機の購入助成について、現状を維持することには問題があり、再検討する必要があると思う。 ○ 減量効果等、定量的な部分は資料で示してほしい。単年度で見れば、生ごみ無料回収事業の対象を100世帯増やすことの方が効果は高いと思う。助成件数も減少しているため、本事業の役割は終わっていると考え、新たな施策を推進した方がよい。 			

4 事務事業評価シートの見方

(1) 事務事業評価シート

① 事後評価

事業コード	事務事業名	所管部課				
事務事業の概要	事務事業の目的	根拠法令等 <input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例・規則 <input type="checkbox"/> 政令・省令 <input type="checkbox"/> 要綱・要領				
	事業内容・実施方法等／補助の概要：補助団体の概要（団体名・団体の活動内容・補助金の活用内容等）、補助金の概要（国・都基準の有無・対象者拡大の有無・上乗せ補助額・市単独補助額）等 ※該当する予算事業名・節目を明記する					
	事業開始時期	年度 実施形態 <input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他 ()				
事業費データ	項目	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	事業費(A)					
	財源内訳	千円	予算書・決算書に基づいて記載しています。			
	国庫支出金・都支出金					
	地方債					
	その他					
	一般財源	「助成金」、「基金」などを記載しています。				
	所要人員(B)	人				
人件費(C)=平均給与×(B)	千円					
臨時職員賃金等(C')	千円					
総コスト(D)=(A)+(C)+(C')	千円					
単位当たりコスト(E)=(D)/ ()	千円					
	分母となる名称を記載しています。					
評価指標の設定	活動等指標					平成28年度
	①	実績値	評価対象の事務事業として行政側が主体として、実際に活動・実施した結果等を数値で表しています。			
	②	実績値				
	《指標の説明・数値変化の理由 など》					
	指標の考え方や数値の算出方法・基準時点・実施方法の変更などにより、数値が変化している場合はその旨を記載しています。					
事業環境等	成果指標	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	一次	目標値				
		実績値	評価対象の事務事業として行政側が活動した結果、最終的に事業の対象者（受益者である住民や事業者など）にもたらされた効果・成果等を数値で表します。活動指標との大きな違いは、活動指標は行政側が活動量をコントロールできますが、成果指標の数量は行政側が直接的にコントロールできない点にあります。			
	二次	目標値				
		実績値				
《指標の説明・数値変化の理由 など》						
市民・関連団体等の意見（アンケート結果など）		該当する項目にチェックしています。				
	都内26市のサービス水準との比較（平均値、本市の順位など）	<input type="checkbox"/> 上 <input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 下	左のチェック項目の根拠となる数値等を記載します。調査を行っていない場合は、近隣市の状況等を分ける範囲内で記載しています。			
	代替・類似サービスの有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	該当する項目にチェックしています。		左記で「有」とした場合は、具体的な代替・類似サービス名称や相違点等を記載しています。	

【一次評価】

検証項目		ランク	一次評価	○検証項目、評価の判断理由 ○事業実施上の課題や今後改善すべき点等
A	事業の優先度(緊急性)		<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し	事業所管部署が評価した結果を記載しています。 ▼該当する項目にチェックしています。各項目の内容は次のとおりです。 【拡充】事業拡充・強化の方向で、現状どおり事業を実施していくもの。 【継続実施】現状水準・同様の規模で、現状どおり事業を実施していくもの。 【改善・見直し】現状の仕組みを前提としつつ、実施方法の見直し等により、改善を図るべきもの。事業縮小、事業拡充の両方向への見直し。 【抜本的見直し】事業の実施形態の変更や一部廃止など、事業の仕組みを含めた抜本的な見直しが必要なもの。事業縮小、事業拡充の両方向への見直し。 【休止】事業を休止するもの。実施方法を改善し、再構築する場合も含む。 【廃止】事業を廃止するもの。全く異なる形態で事業を再構築する場合も含む。
	事業の必要性			
	事業主体の妥当性			
B	直接のサービスの相手方		<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し	
	事業内容等の適切さ			
	受益者負担の適切さ			
C	市民ニーズの把握			

「検証項目判断基準」で該当する数値を入力しています。

検証項目の見方 A: 事業実施の意義を検証する項目 B: 事業の内容・実施方法を検証する項目 C: 市民ニーズの反映度を検証する項目

【二次評価】

検証項目		ランク	二次評価	○検証項目、評価の判断理由 ○事業実施上の課題や今後改善すべき点等
A	事業の優先度(緊急性)		<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し	事業所管部署以外の庶務担当課長等から構成される事務事業適正化委員会によって評価した結果を記載しています。
	事業の必要性			
	事業主体の妥当性			
B	直接のサービスの相手方		<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し	
	事業内容等の適切さ			
	受益者負担の適切さ			
C	市民ニーズの把握			

検証項目の見方 A: 事業実施の意義を検証する項目 B: 事業の内容・実施方法を検証する項目 C: 市民ニーズの反映度を検証する項目

【外部評価】

外部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	公募の市民委員を構成員に含む、行財政改革推進委員会によって評価した結果を記載しています。

【行革本部評価】

行革本部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
<input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 継続実施 <input type="checkbox"/> 改善・見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止	市長等経営トップから構成される行財政改革推進本部(行革本部)によって評価した結果を記載しています。

【改善の方向性・スケジュールと改善実施にあたっての課題】

改善の方向性・スケジュール	各課において、概ね3年の間に取組む方向性やスケジュール等について記載しています。
---------------	------------------------------------------

②事前評価

事業コード	事務事業名	所管部課					
事務事業の概要	事務事業の目的	根拠法令等					
	<p>事業の実施により達成したい理念や状態について記入しています。</p> <p>該当する項目にチェックしています。</p>	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例・規則 <input type="checkbox"/> 政令・省令 <input type="checkbox"/> 要綱・要領					
	<p>事業の全体像が分かるよう、事業の主な内容や実施の仕方などを、箇条書き等により、記載しています。</p> <p>開始時期が合併以前で不明であれば「合併前」と記載しています。</p> <p>▼該当する項目にチェックしています。 直営：市が直接実施するもの 委託：民間企業やNPOに委託して実施するもの 補助：団体等に補助金等を交付して実施するもの その他：その他の方法で実施するもの</p>						
事業開始時期	年度	実施形態 <input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> その他 ()					
事業費データ	項目	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	目標	年度
	事業費(A)	千円					
	財源：国庫支出金・都支出金						
	財源：地方債						
	財源：その他						
	財源：一般財源						
	財源：助成金、基金などを記載しています。						
所要人員(B)	人						
人件費(C)=平均給与×(B)	千円						
臨時職員賃金等(C')	千円						
総コスト(D)=(A)+(C)+(C')	千円						
単位当たりコスト(E)=(D)/ ()	十円						
	分母となる名称を記載しています。						
評価指標の設定	活動等指標	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	目標	年度
	①	実績値					
	②	実績値					
	《指標の説明 など》						
	指標の考え方や数値の算出方法・基準時点・実施方法の変更などにより、数値が変化している場合はその旨を記載しています。						
事業環境等	市民・関連団体等の意見 (アンケート結果など)						
	事業実施上における制約や財源確保等						
	代替・類似サービスの有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
		<p>該当する項目にチェックしています。</p> <p>左記で「有」とした場合は、具体的な代替・類似サービス名称や相違点等を記載しています。</p>					

【一次評価】

検証項目	ランク	一次評価	○検証項目、評価の判断理由 ○事業実施上の課題や今後改善すべき点等
A	事業の優先度(緊急性)	<input type="checkbox"/> 事業化 <input type="checkbox"/> 実施を延期 <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 計画を中止	事業所管部署が評価した結果を記載しています。 ▼該当する項目にチェックしています。各項目の内容は次のとおりです。 【事業化】計画どおり事業化するもの。 【実施を延期】事業化に向けては課題があり、実施時期を延期するもの。当面、事業化に向けた調整を進めていく。 【抜本的見直し】事業内容や実施形態の変更など、事業化に向けては仕組みを含めた抜本的な見直しが必要なもの。事業縮小、事業拡充の両方向への見直し。 【計画を中止】事前評価の結果、事業化しないもの。全く異なる形態で計画を再構築する場合も含む。
	事業の必要性		
	事業主体の妥当性		
B	直接のサービスの相手方	「検証項目判断基準」で該当する数値を入力しています。	検証項目の見方 A: 事業実施の意義を検証する項目 B: 事業の内容・実施方法を検証する項目 C: 市民ニーズの反映度を検証する項目
	事業内容等の適切さ		
	受益者負担の適切さ		
C	市民ニーズの把握		

【二次評価】

検証項目	ランク	二次評価	○検証項目、評価の判断理由 ○事業実施上の課題や今後改善すべき点等
A	事業の優先度(緊急性)	<input type="checkbox"/> 事業化 <input type="checkbox"/> 実施を延期 <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 計画を中止	事業所管部署以外の庶務担当課長等から構成される事務事業適正化委員会によって評価した結果を記載しています。
	事業の必要性		
	事業主体の妥当性		
B	直接のサービスの相手方	検証項目の見方 A: 事業実施の意義を検証する項目 B: 事業の内容・実施方法を検証する項目 C: 市民ニーズの反映度を検証する項目	
	事業内容等の適切さ		
	受益者負担の適切さ		
C	市民ニーズの把握		

【外部評価】

外部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
<input type="checkbox"/> 事業化 <input type="checkbox"/> 実施を延期 <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 計画を中止	公募の市民委員を構成員に含む、行財政改革推進委員会によって評価した結果を記載しています。

【行革本部評価】

行革本部評価	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等
<input type="checkbox"/> 事業化 <input type="checkbox"/> 実施を延期 <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 計画を中止	市長等経営トップから構成される行財政改革推進本部(行革本部)によって評価した結果を記載しています。

【改善の方向性・スケジュールと改善実施にあたっての課題】

改善の方向性・スケジュール	各課において、概ね3年の間に取組む方向性やスケジュール等について記載しています。
---------------	------------------------------------------

(2) 検証項目判断基準

①事後評価の検証項目

項目	ランク	判断基準
事業の優先度 (緊急性)	3	財政難の中、他の事務事業より優先的に実施すべき事業である。
	2	今後、しばらくの間、継続して実施する必要がある。
	1	目的をある程度達成しているので、実施の有無について検討の余地がある。 または、他の事業より優先度が低い。
事業の必要性	3	市民等の生命・財産・権利の保障に不可欠なサービスである。 または、安全・安心・健康な市民生活の水準維持に不可欠なサービスである。
	2	豊かな市民生活の形成に寄与するサービスである。
	1	目的をある程度達成しているので、実施の有無について検討の余地がある。
実施主体 の妥当性	3	市域内において、民間やNPO等他の団体が同種のサービスを提供している例がなく、市が主体となって実施する必要がある。
	2	民間やNPO等他の団体が同種のサービスを提供しているが、質や量など総合的に勘案し、現段階では市が主体的に実施する必要がある。
	1	民間やNPO等他の団体が同種のサービスを提供し、質や量など総合的に勘案し、市が主体となって行う必要性が高くない。
直接のサービス の相手方	3	すべての市民がサービスの直接の対象である。
	2	特定属性の不特定多数の市民・団体がサービスの直接の対象である。
	1	自ら希望する一部の市民・団体がサービスの直接の対象である。
事業内容等 の適切さ	3	事業内容等を毎年度見直し・改善を行っている。 または、現段階でこれ以上の改善の余地がないと思われる。
	2	過去に事業内容等を見直し・改善を行ったが、まだ改善の余地があると思われ、近い将来、再度見直しを検討する必要がある。
	1	事業当初から同じ内容や手段で実施しており、特段改善を行っていないため、今後、事業内容等を見直し・改善を行う必要がある。
受益者負担 の適切さ	3	適正な受益者負担を行っている。 または、本サービスは100%市が負担すべきものである。
	2	現在、受益者負担の原則を導入しているが、社会情勢や他市の状況等総合的に勘案し、見直しを検討する必要がある。
	1	受益者負担の原則を導入しておらず、今後、社会情勢や他市の状況等総合的に勘案し、見直しを検討する必要がある。
市民ニーズ の把握	3	定期的に市民調査を行うなど市民ニーズの把握に努めており、十分に把握している。
	2	市民ニーズの推測が可能またはある程度の把握をしており、推測に見合ったサービスである。
	1	市民ニーズの推測が難しいものであるが、ここ2,3年の間、市民調査等を行っておらず、市民ニーズの把握が不十分、またはニーズの把握が曖昧で説明が難しい。

②事前評価の検証項目

項目	ランク	判断基準
事業の優先度 (緊急性)	3	財政難の中、他の事務事業より優先的に実施する必要がある。 または、早急に実施しないと事業の意味が失われる。
	2	今後、なるべく早い時期に実施する必要がある。
	1	他の事業より優先度がそれほど高くない。 または、事業実施の時期を検討する必要がある。
事業の必要性	3	市民等の生命・財産・権利の保障に不可欠なサービスである。 または、安全・安心・健康な市民生活の水準維持に不可欠なサービスである。
	2	豊かな市民生活の形成に寄与するサービスである。
	1	市の実施が義務付けられておらず、他の事業等で代替可能である等の理由から 事業化の必要性が低い。
実施主体の 妥当性	3	市域内において、民間やNPO等他の団体が同種のサービスを提供している例が なく、市が主体となって実施する必要がある。
	2	民間やNPO等他の団体が同種のサービスを提供しているが、質や量など総合的に 勘案し、現段階では市が主体的に実施する必要がある。
	1	民間やNPO等他の団体が同種のサービスを提供し、質や量など総合的に勘案 し、市が主体となっていく必要性が高くない。
直接のサービス の 相手方	3	すべての市民がサービスの直接の対象である。
	2	特定属性の不特定多数の市民・団体がサービスの直接の対象である。
	1	自ら希望する一部の市民・団体がサービスの直接の対象である。
事業内容等 の適切さ	3	事業内容・効率性等について、現段階では最善の計画であり、十分な実績・成果 をあげることが予想される。
	2	事業内容・効率性等について、ある程度の実績・成果が見込まれる。
	1	事業実施による実績・成果をあげるために、計画自体を再度抜本的に見直す必 要がある。
受益者負担の 適切さ	3	適正な受益者負担を導入する予定である。 または、本サービスは100%市が負担すべきものである。
	2	社会情勢や他市の状況等総合的に勘案し、受益者負担を検討する必要がある。
	1	本サービスは市が100%負担すべきものではないが、受益者負担の原則を導入 する予定はない。
市民ニーズ の把握	3	市民調査などから市民ニーズを十分に把握しており、計画に反映している。
	2	市民ニーズの推測が可能またはある程度の把握をしており、推測に見合ったサー ビスを計画に反映している。
	1	市民ニーズの推測が難しいものであるが、市民調査等を行っておらず、市民ニ ーズの把握が不十分、またはニーズの把握が曖昧である。